

茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」  
ネーミングライツパートナー募集要項

令和5年（2023年）1月23日

茨木市

## 1. 募集の趣旨

茨木市（以下「本市」）では、令和5年秋の開館に向けて、文化ホール、子育て支援、市民活動、図書館、プラネタリウムなど多彩な機能が入る複合施設「おにクル」の整備を進めています。

世界的な建築家である伊東豊雄氏が設計を手掛けた本施設は、『日々何かが起こり、誰かと出会う』という設計コンセプトに表現されるように、7層を貫く吹き抜け空間「縦の道」を中心に、様々に異なるプログラムや人が出会い、つながり、混ざり合うことにより、多様な活動や、豊かな市民生活へとつながっていくことを期待する空間です。

ネーミングライツは、おにクルのホール等に係る愛称命名権の対価として、企業等（ネーミングライツパートナー）からネーミングライツ料を受け取り、施設の維持管理費等に充てることで、おにクルの安定的な運営を図るとともに、ネーミングライツパートナーの広報活動や社会貢献活動に資することを目的に行うものです。

## 2. 募集対象施設

### (1) 名称

茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」

《A. 大ホール》《B. 多目的ホール》《C. プラネタリウム》《D. その他》

### (2) 所在地

茨木市駅前三丁目9番45号

### (3) 施設規模及び主な特徴

#### 《A. 大ホール（3階～5階）》

- ・ 舞台：650.4㎡、客席：937.1㎡（1階席：665.1㎡、2階席：272.0㎡）
- ・ 席数：1,201席
- ・ コンピュータ・シミュレーションによる検証と音響コンサルタントとの連携により、見やすく、優れた音響を実現する約1,200席の観客席
- ・ 誰もが安心して鑑賞できるユニバーサルデザイン、災害に配慮した構造
- ・ 市民の発表の場として使いやすいシンプルなホールでありながら、クラシック、ポップスといったコンサートから、伝統芸能、現代的なパフォーマンス等の開催まで、多彩な演出に応える高水準の可変舞台



大ホール

(参考) 年間稼働率：71.7%（H27年度元市民会館大ホール実績）

主な市実施事業予定：中学校連合音楽会、小学校連合音楽会、  
二十歳のつどい、茨木市吹奏楽団コンサートなど

## 《B. 多目的ホール（1階）》

- ・ 面積：291.1㎡
- ・ 席数：約250席（スタック椅子）
- ・ コンサート、講演会、式典などの開催に加え、大開口によりエントランス広場との一体的なイベントもできる、開閉可能な平土間ホール
- ・ ボックス・イン・ボックス構造採用による防振遮音、大開口部において二重の遮音建具を設置し音を制御するなど、良好な音響空間を実現
- ・ 照明、音響、機構において高水準の設備を採用することにより、多目的でありながら本格的な性能を確保



多目的ホール

（参考）年間稼働率：76.0%（H27年度元市民会館ドリームホール実績）

主な市実施事業予定：美術展、幼小中学校園総合展、  
市民活動応援フェスタ、いばらき環境フェアなど

## 《C. プラネタリウム（7階）》

- ・ 客席：56席
- ・ 最新のデジタル投影機で、楽しく学び天体に興味をもってもらえる事業を展開
- ・ 星空コンサートといった貸館としても使用可能
- ・ 投影業務
  - 日数：週5日
  - 時間：午前9時～午後5時
  - 投影回数：1日あたり3回以上



プラネタリウム

（参考）年間来場者数：12,898人（H29年度現行プラネタリウム実績）

## 《D. その他》

- ・ 《A. 大ホール》《B. 多目的ホール》《C. プラネタリウム》以外のおにクル内の施設機能についても提案可能<sup>(※)</sup>

(※) 施設本体、芝生広場、屋内こども広場、市民活動センター、図書館、事務室部分等を除く

## 3. 契約期間

令和5年（2023年）11月26日から令和11年（2029年）3月31日までの約5年4か月間

#### 4. 契約金額（ネーミングライツ料）

##### (1) 最低金額

最低金額に満たない金額での応募はできません。

	施設	年間最低金額 ※税込
A	大ホール	400万円
B	多目的ホール	100万円
C	プラネタリウム	100万円
D	その他	他の事例等を踏まえて最低契約金額を設定し、あらためて募集を行う。

※令和5年度については、年間契約金額の12分の4の金額とします。（1円未満切り捨て）

##### (2) 金銭によらない対価

金銭による対価に加え、施設等で活用可能な物品等の提供や施設の清掃、植栽の剪定、保守点検等の維持管理等の実施等を対価とする提案も受け付ける<sup>(※)</sup>ものとします。ただし、金銭によらない対価のみを対価とすることはできません。

※提案内容に基づき、市とネーミングライツパートナーとで協議を行うこととします。提案によっては受け付けができない場合がありますのでご了承ください。

#### 5. 愛称の条件等

##### (1) 命名に関する条件

- ① 愛称は公共の施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとしてください。
- ② 企業名やブランド名などを冠した施設の愛称を具体的に提示してください。ただし、企業ロゴ・企業マーク等は使用できません。
- ③ 愛称で使用できる文字は、日本語、英語（アルファベット）、数字に限ります。また、館内サインに統一感を持たせるため、ネーミングライツパートナーが新設する看板等で使用するフォントは、市において指定したもののみを使用可とします。（日本語：游ゴシック体、英語：URW DINの使用を予定）
- ④ 次に掲げるものは、使用を認めません。
  - ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
  - ・ 政治性のあるもの

- ・ 宗教性のあるもの
  - ・ 個人又は団体の意見に関するもの
  - ・ 美観風致を害するおそれのあるもの
  - ・ 公衆に不快の念を与え、又はそのおそれのあるもの
  - ・ 当該愛称の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - ・ 近隣の地域名を含む等、施設の所在地を誤認させるような名称
  - ・ 一般的に施設名として理解されず、施設の名称に冠するには不適切なもの（意味不明の記号や判読できないマークの羅列等）
  - ・ その他、茨木市広告掲載基準に抵触するなど、愛称として使用することが不相当であると市長が認めるもの
- ⑤ 愛称は、利用者の混乱を避けるため、契約期間内において変更はしないものとし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合には、市とネーミングライツパートナーとで協議のうえ、その可否を決定するものとし、

## (2) 指定管理者制度に係る留意事項

指定管理者制度の趣旨を踏まえ、ネーミングライツの導入が指定管理者の管理運営の不利益とならないよう、次のような観点に留意するものとし、

### ① 競合への配慮

指定管理者以外の事業者からの提案については、当該事業者の事業内容及び提案内容が、現指定管理者の事業、施設管理、施設運営と競合しないこととします。

### ② 費用負担の考え方

現指定管理者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料は指定管理業務に係る経費とみなさないものとし、

## <おにクル指定管理者>

### 【ホール・プラネタリウム・貸室・施設維持管理】

おにクルみらい（サントリーパブリシティサービス株式会社、イオンディライト株式会社）

### 【屋内こども広場】

茨木市まち森A Jグループ（株式会社明日香、株式会社ジャクエツ）

### 【市民活動センター】

いばらき市民活動推進ネット（NPO法人いばらき市民活動推進ネット、NPO法人茨木高齢者の会、親まなび☆きらりん広場、Locaco Project、メッセージオフ

イスFuwari)

### (3) 愛称の周知

市は、決定した愛称について、速やかに市民等に周知・PRを図るものとし  
ます。ただし、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映され  
ない場合があります。

(周知・PRの例)

- ・ 市広報誌による周知・PR
- ・ プログラム及びチケット等への愛称の印刷

### (4) 愛称の使用

愛称の使用にあたっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパー  
トナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用することとします。

### (5) ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーは、おにクル内の施設(オープンスペースを含む)  
及び芝生広場について、1年につき2回(1回につき前日準備等を含めて2日ま  
での使用に限る。)施設予約の一般受付開始前に予約し、使用することができま  
す。

※市や指定管理者の事業実施日と重複した場合は、予約できない場合があります。

## 6. 愛称表示に伴う費用負担等

愛称の表示に伴う費用負担は、次ページの表のとおりとし、詳細はこの要項に定  
めるもののほか、双方協議のうえ契約書において定めるものとします。

区分	市(指定管理者)	ネーミングライツパートナー
看板等の表示変更や新設		○
ネーミングライツパートナーが変 更・新設した看板等の維持管理		○
契約期間終了時の現状回復		○
施設HP、パンフレット等の表示変更(※)	○	

※市が表示変更するものは市が作成するもののみとなります。また、市負担で実施する  
表示変更の時期は、市の事業により印刷物を作成する時期となります。ネーミングライ  
ツパートナーが希望する時期に表示変更をする場合、ネーミングライツパートナーの費  
用負担となります。

## 7. 応募方法

### (1) 応募資格

次の各号に掲げる業種又は事業者の応募は受け付けません。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業
- ② 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- ③ たばこに関する業種（たばこの販売促進を目的としない愛称の場合を除く）
- ④ ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く）に関する業種
- ⑤ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑥ 占い、運勢判断に関するもの
- ⑦ 興信所、探偵事務所等
- ⑧ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- ⑨ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ⑩ 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員又は同条第3号に定める暴力団密接関係者であるもの
- ⑪ 民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第6項に規定する開始前会社及び同条第7項に規定する更生会社
- ⑫ 社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑬ 人権侵犯事件を起こした事業者
- ⑭ 各種法令に違反しているもの
- ⑮ 本市の指名停止を受けているもの
- ⑯ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑰ 違法又は不適切な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- ⑱ 税を滞納しているもの
- ⑲ 法人等においては、企業の基本情報が開示されていないもの（正式名称、本社所在地、代表者名、従業員数、資本金、組織、経歴、業務内容等）

### (2) 提出書類

次の書類を持参または郵送（募集期間：令和5年1月23日～3月10日（必着））してください。

- ① ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② ネーミングライツパートナー提案書（様式2）
- ③ 会社概要（パンフレット等任意様式）
- ④ 直近3か年の決算報告書類
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）（原本）
- ⑥ 法人税、消費税、法人市民税、固定資産税及び地方消費税に未納がないことを証する書類（直近1年分）
- ⑦ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）

### (3) 留意事項

- ① 応募にあたっての費用については、応募者の負担となります。
- ② 追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類等は返却しません。
- ④ 提出書類等は関係機関への意見照会で使用することがあります。

## 8. 審査方法

市有財産等活用検討会議ネーミングライツ事業部会（以下「部会」という。）において、審査項目に基づく総合的な審査を行い、ネーミングライツパートナー優先交渉権者を選定します。（提出書類による審査を実施します。）

なお、各募集対象施設について応募者が1者であった場合であっても審査を行います。

また、審査結果が部会構成員の総合計点の60%以上に達していない場合は、適格者なしとします。

## ネーミングライツ審査項目

区分	No.	審査項目	配点
応募内容	①	ネーミング ・公共性、公益性、中立性、品位等を妨げないか ・施設イメージと合致しているか ・親しみやすさ、呼びやすさ、分かりやすさ ・施設の管理運営に支障が生じないか	25
	②	ネーミング以外の提案内容 ・利用者のサービス向上や施設の魅力向上につながる取り組みへの提案	15
	③	ネーミングライツ料(※)	40
応募者の 状況	④	業務実績(経営の安定性等)	10
	⑤	地域加算(市内に本社、支社又は営業所がある法人又は団体)	10
合計			100

(※)配点(40点)×提案額/各募集対象施設のネーミングライツ料の最高額(小数点以下切り捨て)・

### 9. スケジュール

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 募集期間     | 令和5年(2023年)1月23日から3月10日まで |
| (2) 部会の審査・選定 | 令和5年(2023年)3月下旬(予定)       |
| (3) 契約締結     | 令和5年(2023年)4月上旬(予定)       |

### 10. 契約

- (1) 決定したネーミングライツパートナーの名称及び所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を公表します。
- (2) 審査の結果、ネーミングライツパートナーとしての適格がある事業者を優先交渉権者として選定し、契約内容等に係る協議・調整を行います。  
なお、提案を受けた愛称案についても協議を行い、必要に応じて変更をお願いする場合があります。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、市はネーミングライツパートナーの取り消しまたは契約の解除をすることができるものとします。
  - ① 指定する期日までにネーミングライツ料が納入されないとき。
  - ② ネーミングライツパートナーが、応募資格要件を欠くことになったときのほか、法令等に違反し又はそのおそれがあるとき

- ③ ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
  - ④ ネーミングライツパートナーが、文書による契約解除の申出をしたとき
  - ⑤ その他市長がネーミングライツ事業に支障があると認めるとき
- (4) 前項の規定による取り消しがあった場合において、既に納付されたネーミングライツ料その他の料金は還付せず現状回復等に要する経費はネーミングライツパートナーの負担とします。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

## 11. リスク負担

ネーミングライツパートナーは、愛称に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってははいけません。また、愛称に関して第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決することとします。

## 12. 応募先・問合せ先

茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課

所在地 〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号（本館3階）

電話 072-655-2757（直通）

メール [atochi@city.ibaraki.lg.jp](mailto:atochi@city.ibaraki.lg.jp)